

入札公告（委託） 農試第8－4号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号。以下「規則」という。）第166条の規定により公告する。

令和8年2月19日

香川県農業試験場長 十河 土志夫

1 入札に付する事項

（1）委託業務名

香川県園芸総合センター庁舎清掃業務

（2）委託業務の内容

別添香川県園芸総合センター庁舎清掃業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに

（3）委託業務の実施場所

別添仕様書のとおりに

（4）委託期間

別添仕様書のとおりに

（5）入札方法

かがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による入札。

特段の定めがある場合を除き、香川県電子入札運用基準(物品等)（以下「電子入札運用基準」という。）に従うこと。

2 契約書作成の要否

要

3 電子契約の可否

可とする。

電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を入札時に電子入札システムにより提出すること。

入札書提出画面において、「添付資料」欄に添付すること。

4 契約の内容を示す日時及び場所等(入札説明書の交付等)

令和8年2月19日から令和8年2月27日まで（香川県の休日を定める条例（平成元年香川県条例第1号）第1条第1項各号に掲げる日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分～午後5時）

郵便番号 761-2306

香川県綾歌郡綾川町北1534-1

香川県農業試験場総務課

電話番号 087-814-7311

FAX番号 087-814-7316

なお、香川県ホームページ（<https://www.pref.kagawa.lg.jp/>）及び電子入札システムにおいても閲覧に供する。

5 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合は、令和8年3月2日午前11時までに、4に示した場所に対し文書で行うこと。FAXによる送信も可とするが、送信にあたっては、4に示した場所に対して必ず電話連絡を行うこと。

回答は、令和8年3月4日午後1時から令和8年3月12日午後5時までの間（休日を除く午前8時30分から午後5時まで）、4に示した場所において閲覧に供するとともに、香川県ホームページ（<https://www.pref.kagawa.lg.jp/>）で公開する。

6 入札及び開札

(1) 電子入札システムによる入札書の提出期間

令和8年3月13日午前9時から令和8年3月16日午後4時まで

(2) 開札の日時

令和8年3月17日 午前9時

(3) 開札の場所

香川県農業試験場総務課

7 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札の可否

否とする。

8 入札保証金及び契約保証金

規則第152条各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、令和8年3月6日午後3時までに入札保証金・契約保証金減免申請書を4に示した場所に提出すること。審査の結果は、令和8年3月12日までに通知する。

9 入札者の参加資格

次に掲げる要件すべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資者名簿に登載されている者であること。
- (3) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- (5) 香川県内に主たる営業所（本社、本店）を有すること。
- (6) 本公告に示した委託業務を、当該委託業務の実施計画書等により、仕様書で指定する内容どおりに確実に実施ができることを証明した者であること。
- (7) 本公告に示した委託業務に係る円滑な実施の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (8) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号により香川県知事の登録を受けている者であること。

- (9) 1級（単位一等級）ビルクリーニング技能士を1名以上有する者であること。
- (10) 社会保険等（労働保険、健康保険、厚生年金保険）に加入していること。（加入義務のないものを除く。）

10 入札者に要求される事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、9の(5)から(10)の要件を満たすことを証明する書類を令和8年3月6日午後3時までに、4に示した場所に提出（郵送の場合は、令和8年3月6日までに必着）し、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。なお、当該書類提出前に、電子入札システムにより一般競争入札参加資格確認申請を行うこと。

提出された書類の審査に合格した者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は、令和8年3月12日までに通知する。

- (2) 入札参加資格確認資料として、①から⑦の書類を提出すること。

- ① 会社情報（会社所在地（香川県内の主たる営業所（本社又は本店）、商号又は名称、代表者名、代表電話番号、担当者名、担当者連絡先、令和5年4月1日以降における行政指導等処分の有無（清掃関係法令、労働関係法令、入札・契約関係など））

- ② 主たる営業所（本社、本店）の写真（下記のいずれも）

- ・建物の全景（テナントビルの場合は、建物入口付近及び入居企業の案内板）
- ・屋外看板や郵便ポストなど当該営業所の営業実態が確認できるもの
- ・主たる営業所の内部（事務机、電話、FAX、パソコン、プリンターなどの事務備品及び書類の保管状況が確認できるもの）

- ③ 主たる営業所（本社、本店）付近の略図（営業所訪問ができる程度に詳細なもの）

- ④ 履行能力証明書（契約実績（契約先、契約件名、契約年月日、契約完了日、契約金額及び契約書の写し））

- ⑤ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項第1号又は第8号により香川県知事の登録を受けていることが確認できる書類（建築物清掃業又は建築物環境衛生総合管理業の登録証明書）の写し

- ⑥ ビルクリーニング技能士の資格を有することが確認できる書類の写し、及びそれぞれの者について次のア又はイの書類（1名以上）。

ア 社会保険等の被保険者である場合には雇用関係を証する公的書類の写し
（下記のうちのいずれか一つでよい）

- ・健康保険被保険者証カード
- ・健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書
- ・健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認通知書
- ・雇用保険被保険者証
- ・雇用保険資格取得等確認通知書

イ 社会保険等の被保険者でない社員については、雇用形態についての申立書

- ⑦ 社会保険等（労働保険、健康保険、厚生年金保険）に加入していることが確認できる、次のア及びイの書類

ア 労働保険に加入していることがわかる公的書類の写し（直近の支払がわかるもので、下記に例示するいずれか一つでよい）

- ・労働保険概算・確定保険料申告書及び領収済通知書（領収印があるもの）
- ・納付書（領収印があるもの）
- ・領収証書（領収印があるもの）
- ・口座振替結果のお知らせ（申請者名が入っている部分を含む）
- ・労働保険事務組合が発行した納入告知書・計算書及び領収書

- ・労働保険料等納入証明書 等

※加入義務がない場合は、労働保険に加入義務がないことについての申立書（参考様式）
イ 健康保険及び厚生年金保険に加入していることがわかる公的書類の写し（直近の支払
がわかるもので、下記に例示するいずれか一つでよい）

- ・厚生労働省からの保険料納入告知額・領収済額通知書

- ・納入告知書 納付書・領収書（領収印があるもの）

- ・社会保険料納入確認書 等

※加入義務がない場合は、健康保険及び厚生年金保険に加入義務がないことについての
申立書（参考様式）

11 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札及び規則第171条各号に掲げる場合における入札は無効とする。

12 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災、電子入札システムの不具合、その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

13 落札者の決定方法

規則第147条第1項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った入札者のうち最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、最低制限価格未満の価格をもって入札を行った入札者は再度の入札に参加することができない。また、入札結果は、香川県物品の買入れ等の契約に係る競争入札等の周知及び結果の公表に関する要綱及び電子入札運用基準に基づき公表する。

14 契約締結の期限

落札者は、県から契約書案の送付を受けた日から5日（休日の日数は、算入しない。）以内に契約の締結に応じなければならない。この期間内に契約の締結に応じないときは、その落札は無効とする。ただし、天災その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することがある。

15 予約完結権の譲渡の禁止

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

16 その他

（1） 詳細は、入札説明書による。

（2） 落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、「物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領」に基づく措置を講じる場合がある。

（3） 本件入札は、その契約に係る予算が議会で可決され、令和8年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生ずる。